

第3次小野市障がい者計画・第6期小野市障がい福祉計画・ 第2期小野市障がい児福祉計画について

「第3次小野市障がい者計画・第6期小野市障がい福祉計画・第2期小野市障がい児福祉計画」(令和3年3月策定)では、障がいの有無にかかわらず、私たち小野市民の一人ひとりが、「心がかよい合い、地域でともにいきいきと暮らせるまち」づくりを計画の理念としています。

計画の期間

- ・第3次小野市障がい者計画は、平成30年度から令和5年度までの6年間
- ・第6期小野市障がい福祉計画・第2期小野市障がい児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間

◇ 第3次小野市障がい者計画

計画の理念

心がかよい合い、地域でともにいきいきと暮らせるまち

計画の視点

- ☆ 地域共生のまちづくりの推進
- ☆ 障がいの特性を踏まえた利用者本位の総合的な支援の展開
- ☆ 市民参加と協働の推進

分野	施策内容
1. 差別の解消・権利擁護	(1) 広報・啓発活動の充実 (2) 福祉教育の推進 (3) 交流活動の促進 (4) 権利擁護の推進 (5) 行政サービス等における配慮
2. 生活支援	(1) 障がい福祉サービス等の充実 (2) 文化、スポーツ、レクリエーション活動の推進 (3) 地域福祉活動の推進 (4) 相談支援体制の充実
3. 保健・医療	(1) 保健サービスや療育体制の充実 (2) 医療体制の充実 (3) 精神保健福祉対策の推進
4. 教育・育成	(1) 療育・保育の充実 (2) インクルーシブ教育の推進 (3) 教育環境の充実
5. 障がいのある人の雇用・就労	(1) 雇用の場の拡大 (2) 総合的な支援施策の推進
6. 生活環境	(1) ユニバーサルデザインとバリアフリーのまちづくりの推進 (2) 防災・防犯への対応 (3) 移動手段の確保と外出支援 (4) 情報アクセシビリティの向上

◇ 第6期小野市障がい福祉計画

基本的理念

本計画では、「小野市障がい者計画」と整合を図りつつ、障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むことができるように定めた障害者総合支援法の基本的理念に基づき、計画の推進を図ります。

- (1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
- (3) 施設入所・入院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

◇ 第2期小野市障がい児福祉計画

令和3年度における成果目標

本計画では、障がい児支援の提供体制の整備に関する目標について、令和2年度を最終目標年度として設定しています。

障がい児支援事業

<ul style="list-style-type: none">・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援	<ul style="list-style-type: none">・居宅訪問型児童発達支援・障害児相談支援・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none">・教育と福祉の協議の場の設置・障がい児の相談窓口の設置
--	--	--

インクルージョンおのプラン

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりがお互いをかけがえのないものと認め合い、共存・共生しながら包み込まれる（インクルージョン）まちをめざす計画として、この計画の愛称を「インクルージョンおのプラン」としています。